**平成２２年（フ）第３２４６号**
福岡市博多区博多駅南３丁目27番５号
債務者　池原　勝正
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３４８２号**
福岡県筑紫野市美しが丘北２丁目２番地５
コモンシティ美しが丘北Ｂ102号
債務者　石村　和裕
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５０号**
福岡市東区香住ヶ丘２丁目22番20―301号、申立時の住所福岡県古賀市谷山375番地１
債務者　百田　文哉
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９７号**
福岡県筑紫野市美しが丘南５丁目１番地11
債務者　石谷　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第９９号**
福岡市西区拾六町３丁目３番17―３号
債務者　古川　　淳
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１７０号**
福岡市南区弥永４丁目７番12―103号
債務者　伊藤　優子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１７５号**
福岡県筑紫郡那珂川町中原３丁目２番地　プレザント博多南402号
債務者　上木　順子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１８８号**
福岡市博多区美野島２丁目22番９号
債務者　山口せつ子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２１９号**
福岡県糟屋郡宇美町桜原２丁目５番25号
債務者　江上　敏恵
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４５号**
福岡市中央区渡辺通５丁目16番４―204号
債務者　福本夢千代
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２６５号**
福岡市南区弥永１丁目３番11号
債務者　有松　真治
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２７５号**
福岡市博多区吉塚４丁目８番２―203号
債務者　宮崎真由美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２８１号**
福岡県大野城市仲畑３丁目２番38―202号安部ビル
債務者　中島　大吾
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２８２号**
福岡県福津市奴山616番地、住民票上の住所福岡市東区奈多１丁目２番20―403号
債務者　生田　輝子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２８４号**
福岡県糸島市篠原西３丁目１番27号
債務者　松尾　知美（旧姓塩入ヶ谷）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２９０号**
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目45番地　リバティ博多南104号
債務者　穴見　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２９４号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目10番地２
フローラルＴＳ―305号
債務者　真子　朋み
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２９５号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目10番地２
フローラルＴＳ―305号
債務者　真子　育み
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部